

平成26年 6 月20日

各関係障害福祉サービス事業所管理者 様  
各放課後等デイサービス事業所管理者 様

由仁町保健福祉課長

特別支援学校等在学生に係る共同生活援助の体験利用及び日中活動サービスの利用について

本町では、特別支援学校等在学生に係る共同生活援助の体験利用及び日中活動サービスの利用について、学校卒業後の制度活用を円滑実施するため、翌春に卒業を予定している3年生を対象にその利用を認めているところです。

つきましては、特別支援学校等在学生に係るサービス利用の取扱いを次のとおり整理しましたので御了知願います。

記

1 本町の取扱い

(1) 共同生活援助の体験利用については、学校在学中であっても利用を可能とし、支給決定を行うこととします。

(2) 日中活動サービスの利用については、夏季及び冬季の長期休暇期間内（授業の一環として行われる実習期間は除く。）に限り、次のサービス利用を可能とします。

- ・介護給付費：生活介護
- ・訓練等給付費：自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、  
就労継続支援A型

※訓練等給付費は、障がい者が地域生活を行うための一定期間提供される訓練的支援という性質のものであるため、卒業後のサービス利用の適否を判断することを目的とし、暫定支給のみを行うこととします。よって、就労継続支援B型は暫定支給決定を行わないため在学中の利用は不可とします。

2 事務手続き

本取扱いについて、通常の手続きと同様に取扱うこととし、特に支給決定や事務処理等に変更はありません。

ただし、18歳未満の3年生については、児童福祉法第63条の2又は第63条の3の手続等が必要となるため事前に連絡願います。

3 留意事項

- (1) 本通知の主旨は、在学期間中から地域での日常生活を体験することによって、卒業後の円滑な制度利用につなげることを目的としていることため、原則、翌春に卒業を予定している3年生のみを本取扱いの対象とします。
- (2) 訓練等給付における日中活動サービスの提供を行った場合には、通常 of 暫定支給決定と同様、「利用者のアセスメント内容」「個別支援計画」「計画に基づく支援実績」「計画に基づく評価結果」をとりまとめた書類をサービス提供終了後14日以内に町に提出ください。
- (3) 長期休暇中に日中活動サービスを利用する場合であっても、放課後等デイサービスの利用を可能とします。ただし、日中活動サービスと放課後等デイサービスの同日利用は不可とします。
- (4) 授業の一環として行われる実習と同日に当該事業所又はその関連する事業所で短期入所を利用する場合は、その目的が訓練の有無に関わらず「福祉型短期入所サービス費Ⅱ又はⅣ」を適用願います。

(保健福祉課 高齢・障がい担当)